

○奈良市エンゼルサポート事業実施要綱

平成30年8月15日告示第486号

改正

平成31年3月29日告示第150号

令和2年3月31日告示第167号

令和3年3月19日告示第126号

令和6年3月28日告示第157号

令和7年6月24日告示第312号

令和8年3月31日告示第171号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項に基づく子育て世帯訪問支援事業として、様々な理由により子の養育に関する支援が特に必要と認められる保護者に対し、その居宅において育児、家事等（以下「家事等」という。）に関する支援を行う訪問支援員（以下「サポーター」という。）を派遣する奈良市エンゼルサポート事業（以下「事業」という。）を実施することにより、家庭における養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(事業の委託)

第2条 市は、適切な事業の運営が確保できると認められる事業者（以下「受託事業者」という。）に事業の全部又は一部を委託することができる。

(対象家庭)

第3条 事業を利用できる家庭（以下「対象家庭」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす家庭で、家事等の支援が必要であると市長が認めるものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 同居人、親族若しくは知人からの支援又はその他の子育てサービスの利用が困難な家庭であること。
- (3) 次のいずれかに該当する家庭であること。

ア 出産、子育てに対して不安、負担感等を抱え、家事等が困難な妊婦のいる家庭

イ 小学校就学前の子を養育する保護者（里親を含む。以下同じ。）のいる家庭

であり、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間において、子育てに
対して不安、負担感等を抱え、家事等が困難な家庭

(イ) 家事等が困難で、かつ、児童虐待のおそれがある家庭

(ウ) その他市長が特に子の養育の支援の必要があると認める家庭

(事業の内容)

第4条 事業は、次に掲げる家事等に関する支援の全部又は一部を行うものとする。

(1) 食事の準備及び後片付け

(2) 住居の掃除又は整理整頓

(3) 被服の洗濯

(4) 生活必需品の買物

(5) 調乳、授乳、おむつ交換及び沐浴^{もく}の補助（ただし、子に直接触れる支援を除く。）

(6) その他市長が必要と認める支援

2 前項各号の支援は、対象家庭の居宅において子の保護者の在宅時に行うものとする。

(派遣の実施日時)

第5条 事業を実施できる日及び時間（以下「実施日時」という。）は、次に掲げる
日を除く日の午前8時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、
実施日時を変更できるものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 サポーターの派遣時間は、1回当たり2時間以内とし、1日1回までとする。

3 事業を利用する家庭への事業の実施期間及び時間数は、下記のとおりとする。

(1) 母子手帳の交付を受けた日から養育する子が1歳に達するまで 30時間

(2) 養育する子が1歳に達した日から小学校就学の始期に達するまで 30時間

(3) 各号に規定したもの以外に、別表第1に基づき申請時の状況を審査した上で加
算される場合があるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、別表第1の加算要件に該当する家庭の派遣時間について

は、60時間を限度として、同表右欄に掲げる時間を加算することができる。

- 5 対象家庭における派遣時間のうち第3項第1号に規定する実施期間中に利用されなかった派遣時間については、当該対象家庭における同項第2号に規定する実施期間中の派遣時間として繰り越すことができる。ただし、繰り越す派遣時間については、第3項第2号に規定する派遣時間に第4項に規定する加算時間を加えた時間が60時間を超えない場合に限るものとし、派遣時間の合計は60時間を上限とする。

- 6 第2項から前項までに規定する派遣時間は、対象家庭の居宅を訪問してから退出するまでの時間及び生活必需品の買物に要する時間を合算したものとする。

(サポーターの要件)

第6条 サポーターは、次に掲げる要件を全て満たし、本事業による支援を適切に行う能力を有する者とする。

(1) 市長が適当と認める研修を修了した者であること。

(2) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者であること。

ア 拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(利用申請)

第7条 事業を利用しようとする対象家庭の保護者（以下「申請者」という。）は、奈良市エンゼルサポート事業利用申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

- 2 申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

(1) 生活保護世帯 生活保護証明書

(2) 当該年度分（4月から6月までの間の利用にあつては、前年度分）の市区町村
民税非課税世帯 非課税証明書

(3) ひとり親世帯（奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年
奈良市条例第4号）の規定による助成を受けている世帯又はそれに準じる世帯を
いう。以下同じ。） 児童扶養手当証明書、ひとり親家庭等医療費受給資格証又
は戸籍謄本及び住民票の写し

(4) 多子世帯（申請者の子（妊娠中の場合は当該胎児も含む。）で、かつ、18歳
に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を3人以上養育している世帯を
いう。以下同じ。） 世帯全員の住民票の写し、妊娠中の場合は母子手帳の写し

(5) 多胎児世帯（申請者の子（小学校就学前の者に限る。）で多胎妊娠により出
生した2人以上のものを養育している世帯又は多胎妊娠中の妊婦の属する世帯を
いう。以下同じ。） 世帯全員の住民票の写し、妊娠中の場合は母子手帳の写し

3 前項の規定にかかわらず、申請者の同意の上で同項各号の書類により証する事実
が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（利用の決定等）

第8条 市長は、前条の申請を受けた場合は、受託事業者による当該申請者の世帯の
状況の確認を踏まえ、事業利用の可否を決定し、速やかに奈良市エンゼルサポート
事業利用承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものと
する。

（事業計画の策定等）

第9条 受託事業者は、前条の規定により市長が事業の利用を承認した者（以下「利
用者」という。）について、その心身状況及び生活状況を総合的に勘案し、支援す
る家事等の内容、回数、日時等を記載した奈良市エンゼルサポート事業計画書兼報
告書（別記第3号様式。次項において「計画書兼報告書」という。）を作成し、利
用者との間で支援の内容等を調整するものとする。

2 受託事業者は、計画書兼報告書等により、利用者ごとのサービスの利用状況等
について、市長に報告しなければならない。

（派遣の除外等）

第10条 市長は、利用者又はその同居人が次の各号のいずれかに該当するときは、事
業を実施しないものとする。

(1) 感染性の疾患を有しているとき。

(2) サポーターに対し暴行、脅迫等を行ったとき、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業の実施が不相当と認められるとき。

(事務の調査)

第11条 市長は、事業の適正な実施を図るため、受託事業者が行う事務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講じるものとする。

(費用負担)

第12条 事業の利用を受けた利用者は、当該事業に要する費用として別表第2に掲げる利用負担額を、受託事業者に支払わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業の利用を受けた利用者は、サポーターが支援として行う生活必需品の買物に係る費用及び買物に係る移動に伴う交通費等を、受託事業者に支払わなければならない。

(変更及び辞退の届出等)

第13条 利用者は、申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに奈良市エンゼルサポート事業申請内容変更届出書（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。

2 利用者は、事業の利用を辞退するときは、速やかに奈良市エンゼルサポート事業利用辞退届出書（別記第5号様式）により市長に届け出なければならない。

3 利用者が利用負担額の支払を要する場合であって、前項の規定による辞退の届出を訪問支援予定日の前日の午後5時以後に行ったときは、利用者は、別表第2の利用負担額に予定派遣時間数を乗じて得た額を受託事業者に支払わなければならない。

(派遣の取消)

第14条 市長は、利用者が第3条の要件に該当しなくなったときは、当該利用者に係る利用の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、利用者に通知するものとする。

(サポーターの研修)

第14条の2 受託事業者は、サポーターに対し、資質向上のために必要な研修を実施しなければならない。

（秘密の保持等）

第15条 受託事業者及びサポーターは、事業の実施に当たり利用者の人格を尊重し、かつ、その者に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。受託事業者においては市からの事業の委託の終了又は解除の後、サポーターにおいてはその職を退いた後も同様とする。

（関係機関との連携）

第16条 市及び受託事業者は、事業の実施に当たっては、関係機関と密接に連携を保ち、事業を円滑に実施するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

別表第1（第5条関係）

加算時間

区分		加算要件	加算時間
母子手帳の 交付を受け た日から養 育する子が 1歳に達する まで	妊娠中に申 請を行った 場合	胎児が双生児であること。	10時間
		未就園児（胎児を除く。）を2人以上養 育していること。	
		胎児が多胎児（双生児を除く。）である こと。	20時間
	産後に申請 を行った場 合	胎児が双生児であること。	10時間
		未就園児を3人以上養育していること。	
		末子が多胎児（双生児を除く。）である こと。	20時間
養育する子が1歳に達した日 から小学校就学の始期に達す るまで	末子が多胎児であること。		10時間
	未就園児を3人以上養育していること。		20時間

備考

- 1 妊娠中に申請を行った場合で、妊娠による合併症のため自宅安静の指示があるときは、10時間を派遣時間に加算する。
- 2 前項の規定による加算を受ける者は、診断書を市長に提出しなければならない。
- 3 同一区分内で複数の加算要件に該当する場合は、加算時間がより長い加算要件に該当する加算時間のみを派遣時間に加算する。
- 4 別表第1に規定する加算要件のほか、対象家庭に市長が認める事由があるときは、10時間を派遣時間に加算する。

別表第2（第12条関係）

利用負担額

利用者の属する世帯	利用負担額
生活保護世帯	無料
市区町村民税非課税世帯	無料
ひとり親世帯	無料
多子世帯	無料
多胎児世帯	無料
上記以外の世帯	1時間まで500円 1時間以降30分までごと に250円

備考 4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合においては、「市区町村民税非課税世帯」とあるのは「前年度分の市区町村民税非課税世帯」と読み替える。

第1号様式（第7条関係）

(宛先) 奈良市長

氏名

連絡先

奈良市エンゼルサポート事業利用申請書

奈良市エンゼルサポート事業の利用について、次のとおり申請します。

[illegible]

☐ 利用したことがある ☐ 利用したことがない

「あり」の場合 ☐ 自宅駐車場

☐ マンション等の来客用駐車場（駐車スペース以外の駐車は含まない）

☐ その他（ ）

- ☐ 利用対象家庭に該当します。
- ☐ 事業利用には審査があり利用できない場合があること、家庭状況により利用できる上限時間が異なることに同意します。
- ☐ 奈良市エンゼルサポート事業実施要綱第7条第2項に規定する区分の家庭であることについて、奈良市において世帯の住民情報、世帯の市民税課税状況（所得の状況）・生活保護、児童扶養手当又はひとり親医療費の助成の有無を公簿等により確認することに同意します。
- ☐ 奈良市エンゼルサポート事業利用申請にあたり、必要時、児童の養育状況及び申請者の家庭状況について、本市において、関係機関への確認及び情報提供を行うことに同意します。
- ☐ 障害福祉サービス（家事支援）を利用していません。

申請者署名

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

様

奈良市長

奈良市エンゼルサポート事業利用承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市エンゼルサポート事業の利用に
ついて、下記のとおり 承認 したので通知します。
不承認

記

☐ 承認	
利用者氏名	
利用期間	から まで
上限時間	利用期間内の上限時間（ ）時間
負担額	
支援内容	☐ 食事の準備及び後片付け ☐ 住居の掃除又は整理整頓 ☐ 被服の洗濯 ☐ 生活必需品の買物 ☐ 調乳、授乳、おむつ交換及び沐浴^{もく}の補助 (ただし、子に直接触れる支援を除く。) ☐ その他（ ）
☐ 不承認	
理由	

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

奈良市エンゼルサポート事業計画書兼報告書

月分											
利用者	氏 名										
	住 所										
	電 話 番 号										
日付	曜日	支援内容	利用予定時間			利用時間			確認欄		備考
			開始 時間	終了 時間	利用 時間	開始 時間	終了 時間	利用 時間	サービス 提供者	利用者	
合 計			日数 日			時間数 時間					
支援内容			1 食事の準備及び後片付け 2 住居の掃除又は整理整頓 3 被服の洗濯 4 生活必需品の買物 5 調乳、授乳、おむつ交換及び沐浴 ^{もく} の補助 （ただし、子に直接触れる支援を除く。） 6 その他（ ）								
備 考											

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所 奈良市

ふりがな

氏名

電話

奈良市エンゼルサポート事業申請内容変更届出書

奈良市エンゼルサポート事業について、次のとおり変更を届け出ます。

記

変更日	
変更項目	※該当項目に「レ」印のみ記入してください。 ☐ 申請者氏名 ☐ 住所 ☐ 世帯区分 ☐ その他（ ）
変更前	
変更後	

年 月 日

（宛先） 奈 良 市 長

申請者 住所 奈良市

ふりがな

氏名

電話

奈良市エンゼルサポート事業利用辞退届出書

次のとおり奈良市エンゼルサポート事業の利用を辞退したいので届け出ます。

記

辞退する日	
辞退する理由	

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に第8条の規定による利用の決定を受け、事業の利用を開始した者については、改正後の奈良市エンゼルサポート事業実施要綱第5条第3項各号に掲げる区分に応じたそれぞれの派遣時間に同条第4項の規定による加算をした派遣時間を加えた時間数の合計から施行日前に利用の決定がされた派遣時間のうち施行日前に利用した同条第3項各号に掲げる区分に応じた派遣時間を減じた時間数とする。